

福島県内における建築基準法の取扱いについて

- ①本取扱いは、円滑な確認・検査業務を行うため、福島県特定行政庁等連絡会議において、福島県内の建築基準法の解釈・運用を統一したものです。
- ②福島県内の建築基準法に係る本取扱いは、各取扱いの施行日から適用します。
- ③必要に応じ、本取扱いを改訂することがあります。
- ④今後も順次取扱いを追加し、ホームページ上で公表する予定です。
- ⑤取扱いの判断に苦慮した場合は、建設地を所管する特定行政庁又は指定確認検査機関にご相談ください。
- ⑥法令の略称について
 - 法 : 建築基準法
 - 令 : 建築基準法施行令
 - 規則 : 建築基準法施行規則
 - 建告 : 旧建設省告示
 - 国交告 : 国土交通省告示
 - 県条例 : 福島県建築基準法施行条例
- ⑦福島県特定行政庁等連絡会議について
 - (目的) 県内各特定行政庁及び指定確認検査機関相互に連絡、調整、協議等を行い、建築行政の円滑な運営を図ること。
 - (構成) 特定行政庁
 - 福島県、福島市、郡山市、いわき市限定特定行政庁
 - 会津若松市、須賀川市指定確認検査機関
 - 一般財団法人ふくしま建築住宅センター、株式会社建築検査機構、合同会社あんしん住宅検査センター

【履歴】

- 1 公表 令和6年3月15日

1	床面積 10 m ² 以内の増築等について
法第6条第2項	
<p>防火地域及び準防火地域外で、既存建築物がある敷地内において、<u>別棟で増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）</u>する床面積が10 m²以内の建築物については令和元年6月25日から建築基準法第6条第2項で規定する場合として取り扱っており、建築確認及び完了検査（以下「建築確認等」という。）は不要である。</p> <p>1 次のいずれかに該当する場合は、床面積が10 m²以下であっても建築確認等の申請が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地内に既存の建築物が無い場合 ②防火地域又は準防火地域内において増築等する場合 ③確認済証の交付を受けた建築中の建築物に加えて、増築等する場合（建築確認の計画変更が必要） <p>2 床面積が10 m²以内かどうかは、一度の工事で行う増築等の床面積の合計で判断する。（※）</p> <p>3 建築確認等が不要であっても、建築基準関係規定に適合させなければなりません。</p> <p>【主な注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎は建築物に作用する荷重、外力を安全に地盤に伝え、地盤の沈下、変形に対して、構造上耐力上安全なものとする事。 ②自重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力等に対して安全な構造とすること。 ③法第22条区域内では、延焼のおそれのある部分の屋根を不燃材料等とすること。また、木造等の場合は、外壁の延焼のおそれのある部分の外壁は準防火性能を有する構造とすること。 ④建築確認が不要な部分の床面積を含めて、容積率や建蔽率が定められた数値を超えないこと。 ⑤第一種低層住居専用地域等では敷地境界線からの外壁の後退距離について定められた数値を超えないこと。 	

4 建築確認等が不要な床面積が10㎡以内の増築等部分が既存建築物である場合、確認申請書等の記載方法は以下のとおりとする。

【主な注意点】

- ①床面積10㎡以内の増築等部分の各面積は、申請以外の部分に計上する。
- ②床面積10㎡以内の棟は、棟数に計上しない。
- ③【18. その他必要な事項】に床面積10㎡以内の建築物の棟数、床面積を記入する。
- ④配置図に10㎡以内の増築等部分の位置、床面積、建築面積、用途、構造を明示する。

○床面積が10㎡以内の増築等部分の関係書類の記載方法

①建築確認申請の記載例

【10. 建築面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築面積】	() () ()
【ロ. 建蔽率】	%
【11. 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 建築物全体】	() () ()
【12. 建築物の数】	
【イ. 申請に係る建築物の数】	○
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	○
【18. その他必要な事項】	
	10㎡以内の申請建築物○棟 (床面積○.○○㎡、○.○○㎡・・・)
	10㎡以内の既存建築物○棟 (床面積○.○○㎡、○.○○㎡・・・)

既存の10㎡以内の増築等部分も加えて計上する

10㎡以内の棟は計上しない

②建築計画概要書の記載例

【20. その他必要な事項】
10㎡以内の申請建築物○棟 (床面積○.○○㎡、○.○○㎡・・・)
10㎡以内の既存建築物○棟 (床面積○.○○㎡、○.○○㎡・・・)
配置図
既存の10㎡以内の増築等の部分を明示する。 (明示する事項：位置、床面積、建築面積、用途、構造)

制定 平成31年4月24日 施行 令和元年6月25日
 改正 (※) 制定 令和6年2月6日 施行 令和6年4月1日

2	<h2>小屋裏物置等の取扱いについて</h2> <p>(階数、床面積の算定)</p>
法第 92 条、令第 2 条第 1 項第 8 号	
<p>1 内容</p> <p>小屋裏、天井裏、床下等の余剰空間を利用して設ける物置（以下「小屋裏物置等」という。）を階数及び床面積に算入しない取扱いは、JCBA「建築確認のための基準総則 集団規定の適用事例【小屋裏物置等】」によるが、記載のない事項については下記のとおり取扱う。</p> <p>2 解説</p> <p>(1) 仕様</p> <p>①小屋裏物置等のみに行き来する固定階段（以下「専用固定階段」という。）を設ける場合は以下の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・令第 23 条から第 25 条の規定に適合していること。・小屋裏物置等の出入口部分の天井面の高さは、小屋裏物置等の床面から 1.4m 以下であること。 <p>②一の階に存する小屋裏物置等及び専用固定階段の部分の水平投影面積の合計が、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の 1/2 未満であること。1/2 以上である場合は階数及び床面積に算入する。</p> <p>③小屋裏物置等及び専用固定階段の部分の水平投影面積の合計が、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の 1/8 を超える場合は、「平成 12 年 5 月 23 日建設省告示第 1351 号」により算出した面積を各階の床面積に加算し、令第 46 条第 4 項による軸組等の検討を行うこと。</p> <p>(2) その他</p> <p>①用途は収納に限定されるため、居室としては利用できない。</p> <p>②小屋裏物置等は小屋裏や床下等の余剰空間を利用するものであり、意図的に空間を広げた場合は認められない。</p> <p>③建築物の用途は、必ずしも住宅のみを想定しているものではないが、業務用の建築物に設ける本格的な倉庫等までも対象としているものではない。</p> <p>④法第 68 条の 10 に規定する型式適合認定に係る建築物の場合は、認定仕様に準じて取扱う。</p>	

(法令、関連資料)

法令

法第 92 条、令第 2 条第 1 項第 3 号、第 8 号

告示

平成 12 年 5 月 23 日建告第 1351 号

通達等

昭和 55 年 2 月 7 日住指発第 24 号「小屋裏利用の物置の取扱いについて」

平成 7 年 5 月 22 日通知「高さ・階数の算定方法・同解説」について

平成 12 年 6 月 1 日建設省住指発第 682 号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」

資料

JCBA「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2022 年度版）

1-8(2)階数【小屋裏物置等】」

制定 令和 6 年 2 月 6 日 施行 令和 7 年 4 月 1 日

3	凍結深度と建築物の基礎の設計について
法第 20 条、令第 38 条、平成 12 建告第 1347 号	
<p>1 建築基準法の規定について</p> <p>建築物の基礎の構造や構造計算の基準は、平成 12 年 5 月 23 日建告第 1347 号に定められており、根入れ深さは、布基礎で 24cm 以上、べた基礎で 12cm 以上等とするとともに、凍結深度より深くするよう規定されている。</p> <p>2 凍結深度の考え方について</p> <p>凍結深度は、建設地の標高や気象条件、地形、地質、地下水位、積雪量など様々な要因により異なるため、一律に地域ごとの数値や計算式を定めていない。</p> <p>ただし、道路舗装の分野では、県内各地域の特性等を考慮し凍結深度を定めていることから、各地域の最大凍結深度や算出の考え方等を参考とされたい。</p> <p>参考：凍結深度と建築物の基礎の設計について 福島県建築指導課 HP URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/toketusindo.html</p> <p>3 設計者の責務について</p> <p>①設計者は、自らの責任において、安全な建築物を設計しなければならない。</p> <p>②建築基準法で定められた基礎の根入れ深さは、あくまで最低限の基準である。</p> <p>③建築物の基礎の設計に当たっては、それぞれの建設地で必要となる凍結深度を考慮し、十分な根入れ深さを確保すること。</p> <p>制定 令和 4 年 4 月 1 日 施行 令和 4 年 4 月 1 日</p>	